

一般業種企業様個別に実費請求する費用（概算）

費用名	課目	内容	費用概算	費用（税別）
初期導入費用（入国時のみ）	現地実習候補者募集経費	現地で求人票に基づき募集する費用です。	-	一般業種： （繊維・衣服、機械・金属、食品製造関係、その他製造業、宿泊） 三十万円/人に含まれています。 介護職種は、集合講習時間、日本語検定有資格等の条件が相違しますので別途となります。
	現地実習候補者リクルート費用	ベトナム・インドネシア国内リクルート説明、実地面接経費です。	-	
	ベトナム・インドネシア海外労働局承認手数料	全ての技能実習生にベトナム・インドネシア労働省の承認が必要となっています。	-	
	送出し機関との連絡諸経費	現地との連絡、事務協議費です。	¥2,000	
	技能実習生受入書類送付関係費用	雇用契約書その他関係書類の送付等に係る費用(数回)	¥2,000	
	ビザ発給申請手数料	現地日本大使館ビザ発給申請費です。	¥5,000	
	入国前現地事前講習費	技能実習法で定められている「事前講習」です。これを実施することにより日本入国後の「集合講習」期間が短縮されます。	¥15,000	
	入国前健康診断費	現地にて一定の健康診断を実施しますが、雇用前健康診断ではありません。	¥5,000	
	技能実習計画認定申請書類作成	技能実習計画の認定を取らなければなりません。	-	
	在留資格認定申請書類作成	技能実習計画認定後に入国管理庁にビザ取得申請をします。	-	
	在留資格認定申請	入国管理庁への代理申請します。	-	
	渡航費	母国-日本の渡航費用です。※コロナ禍により日本への渡航費が変動する場合もございます。渡航費用が異なる場合もあることをご了承ください。	¥60,000	
	技能実習総合保険	私傷病で「本人負担」が無償化され、且つ死亡保険も含まれています。3年間の保険費用の一部を含んでいます。	¥1,000	
	入国後集合講習費	技能実習法で160時間以上の講習の実施が必須となっています。講師費用、通訳費用も含まれています。	¥60,000	
	講習期間技能実習生手当(食費含む)	入国後講習期間中は「雇用契約」対象外です。実習生本人たちへの期間中の生活費とお考え下さい。	¥67,400	
	集合講習宿泊監理費	集合講習期間中の宿泊、生活管理費です。	¥36,600	
	集合講習法の講義費用	技能実習法で定められた有資格法的講義者費用	¥4,000	
集合講習日本語他教科書等教材費	日本講習教科書等資料費です。	¥5,000		
集合講習通訳者費用	指定講義での通訳者費用	¥12,000		
その他諸経費	各社協議等組合諸経費です。	¥25,000		
小計			¥300,000	
費用名	課目	内容	費用概算	費用（税別）
月次費用	実習生指導管理費	月次訪問指導、監査訪問、実習生指導管理費用で、実習機構への各種報告も含んでいます。	¥30,000	月次監理費に含まれています。
	現地派遣機関管理費	派遣機関への管理費用です、ベトナム・インドネシア労働法で定められています。	¥5,000	
	技能実習計画認定申請書類作成料	技能実習2号移行前に技能実習法で技能実習計画の認定を取らなければなりません。	-	
	在留資格変更申請書類作成費	2号技能実習計画認定後に入国管理庁に在留資格変更申請をします。	-	

月次費用	技能実習総合保険	保険料の月割分です。	¥700	月次監理費に含まれています。
	帰国担保費用	3年後の技能実習終了後の帰国担保、月割り保全しています。※コロナ禍により日本への渡航費が変動する場合もございます。帰国費用が異なる場合もあることをご了承ください。	¥2,000	
	その他諸経費	各社協議等組合諸経費です。	¥800	
小計			¥38,500	

組合加入に係る費用

	組合入会費	1社当たり、入会時の一度だけです。	10000円のみ
	組合費	1社当たりの組合費で、技能実習生の人数とは関係しません。	10000円/月

企業様個別に実費請求する費用（概算）

これらの費用は、実習生管理費等には含まれていません。	課目	内容	概算費用	回数等
	国内移動費用(関空)	関西空港からセンターへの移動経費実費、企業様の希望により成田空港等の移動があるために実費としています。	2500円/人	入国時のみ、帰国時は関空集合
	国内移動費（配属）	センターから企業様への移動費用です。他府県へ配属する場合に、移動経費が異なるために実費としています。 企業様自身でピックアップされる場合には不要です。	配属地による	入国・帰国
	雇用前健康診断	労基法により定められた健康診断です。企業様要望により受診項目が異なるために実費としています。	約8000円/人	1回、2回目からは企業内健康診断による
	技能検定受験費	2号への移行時(2年目)、2号終了時(3年終了時)に其々受験が義務付けられていますが、職種により受験費用が異なるために企業様負担実費としています。	約22000円/人	2号移行時：基礎級、2号終了時は随時3級を受検が義務
	技能検定材料費	上記同様、材料が異なるために企業様負担としています。	企業内資材利用で無料	同上
	技能実習計画認定申請料	技能実習機構への申請費で実費としています。	3900円/人	入国時、2号移行時、3号移行時
	入国管理庁印紙代金	在留資格変更、期間更新時に入国管理庁に納付する印紙代金です。企業様の意向により技能実習3号への変更が発生するので実費としています。	4000円/人	2号変更、期間更新、3号変更、3号期間更新
	現地面接視察旅行	介護技能実習生では2年目までに日本語能力検定N3級取得が義務付けられています。不合格者は「継続して日本語教育を施す」事になっています。 弊組合では、不合格者を対象として「KFJK日本語講座」にてオンライン教育を実施します。 建設・一般職種分野では希望者のみとなります。	教科書2500円 オンライン授業料 月1500円/人	通常はエコノミー利用、ビジネスに変更も可能です。
	3号実習生一時帰国費用	技能実習3号(5年終了)は「企業負担」で一定期間、一時帰国することが技能実習法で定められています。 技能実習3号は職種により認められており、企業様により異なるので実費としています。	技能実習3号移行時のみ	